

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ①市場価格のない株式等以外のものは、期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 評価基準…原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
(2) 評価方法
・商品 — 移動平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 従業員賞与引当金 従業員の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員への賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

当社においては主に樹脂商品の販売を行っております。

このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお商品販売において、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(収益に認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これに伴い、顧客との契約における当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、従来総額ベースで計上していた顧客への売上高とこれに対応する売上原価を相殺し、純額ベースで収益を計上することとしております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、遡及適用後の計算書類となっております。

この結果、売上高及び売上原価は、当事業年度において13,898,276千円それぞれ減少しております。

当事業年度における売上総利益以下の各段階損益への影響はなく、また純資産額への影響もありません。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 2,000株
2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
令和3年6月26日の第43期定時株主総会において、配当の決議は行われませんでした。
3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
令和4年6月21日の第44期定時株主総会において、次のとおり決議する予定です。
配当の予定はありません。